

# 会報

庄原ロータリークラブ

SHOBARA ROTARY CLUB

2013~2014年度

- 例会/火曜日 12:30 庄原グランドホテル  
/夜間例会 19:00 庄原グランドホテル
- 事務局/727-0013 庄原市西本町2-18-8 302号  
TEL.0824-72-5500 FAX.0824-72-5500  
E-mail:s-rotary@alto.ocn.ne.jp
- 会長/石原 肇 ●幹事/福歳年行

道の駅たかの〈高野町〉

2013年7月23日例会記録

4号(899)

- 2013年8月6日のプログラム
- 次回のプログラム

会員増強委員会担当  
休 会

■ゲスト紹介 米山奨学生 王 丹さん

■ビジター紹介 三次中央RC 沈 勝義会員

会長卓話

石原会長



皆さんこんにちは、今日で会長の時間が4回目になります。

さて前回定款についてお話させていただきましたが、今日は第9条の出席についてお話ししたいと思います。

今現在の定款にはこう書かれています。お手元の資料をご覧ください。

## 第9条

- (a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
- (2)(4) 省略
- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
- (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。

第3節—出席規定の免除 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。

このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。

以上が今現在の定款の第9条の出席についての条項の一部になります。

5月に今年度の理事役員会議を行なった時に、「委員会に出席したらメイクアップの扱いになりますか」という質問と「休会の扱い方について」の質問ができました。

四役会では現定款とおりの取扱いにしようとした結論を出しましたが、会員皆様にも再確認の意味も含めて協議したほうがいいという事になり、この後のクラブ協議会にて議題としてあげさせていただきたいと思います。

以上で会長の時間を終わります。ありがとうございました。



# ロータリーを实践し みんなに豊かな人生を

2013～2014年度RI会長

ロンドン・パトーン

## 幹事報告

1. 本日の配布物・・・①会報No.3号 ②活動計画書
2. 地区大会「友愛の広場」への出展のお願い
3. 例会終了後、理事・役員会を行いますので宜しくお願い致します。

## 出席報告

|     |     |     |        |    |    |
|-----|-----|-----|--------|----|----|
| 会員数 | 35名 | 出席者 | 28名    | MU | 3名 |
| 欠席者 | 3名  | 出席率 | 91.17% |    |    |

## スマイル報告

沈 勝義会員（三次中央RC）・・・メーキャップ宜しく！  
石田会員・・・SAAの係になりましたので、協力お願いします。  
住田会員・・・妻の誕生日

## ■社会奉仕委員会

中原委員長

先週お話ししました、庄原市休日診療センターへの車椅子の贈呈式の日程が8月4日（日）と決まりましたのでお知らせいたします。

## ■プログラム

各委員会活動方針発表



石田 SAA



垣内 会計

## ■プログラム

総 会

一般会計及び特別会計について、前年度収支決算及び本年度収支予算案の承認を議案とした総会がクラブ細則第4条第1節により、石原会長を議長として行われ、前年度収支決算・本年度収支予算案ともに拍手を以て承認されました。



2012～13年度収支決算報告（石田会員）



2013～14年度収支予算案発表（垣内会員）